



メリット制について

メリット制度の現状

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

メリット制の趣旨・目的

メリット制は、個々の事業ごとの収支率をみて、その事業の保険料を調整し、個々の事業主の負担の具体的公平性をはかるとともに、その自主的な災害防止の努力を促進しようとするもので、労災保険料のもっとも労災保険らしいところの一つということができる。（「新 労災保険法」労働省労災補償部編 昭和41年10月 日刊労働通信社刊 424頁）

- 労災保険率は、業種間の負担の公平を期するため「事業の種類」ごとに災害率等に応じて決められているのであるが、**事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力の如何等によって個々の事業ごとの災害率にはかなりの高低が認められる。**
- そこで、**事業主の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進する意味**において、たとえ同種の事業であっても、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率等の高低等に応じ、保険技術的に許される範囲において、
 - ① 継続事業については、その事業について**事業の種類ごとに定められた労災保険率（基準労災保険率）を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げた率を、次の次の保険年度の労災保険率とすること**とし（徴収法第12条第3項）、
 - ② 有期事業については、確定保険料の額を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げることにしている（同法第20条）。

これが労災保険の「メリット」制と呼ばれるものである。（「改訂15版労働保険徴収法-労働法コンメンタール11-」令和6年3月 一般財団法人労務行政研究所 242頁）

（参考）有期事業に係るメリット制の創設の背景

有期事業に係るメリット制は、昭和30年の労災保険法の改正によって設けられたものであるが、それまで継続事業に係るメリット制があったにもかかわらず、有期事業についてこの制度が採用されなかったのは、有期事業の特殊性によるものであった。すなわち、有期事業（例えば、建設の事業）においては、個々の工事ごとに保険関係が成立し、保険関係の成立期間が一般に短く、使用労働者数が工事の過程において著しく変動し、かつ、災害の発生状況が継続事業とは異なる等の特殊事情があるため、継続事業の場合と同様のメリット制を適用することは、保険技術的及び事務的にみて、困難かつ不適當であったからである。

しかし、継続事業についてのメリット制の効用は大なるものがあり、他面、建設の事業においては、大規模な土木建築工事の増大に伴い災害は漸増の傾向を示し、その結果保険経済に及ぼす影響も少なくなかったため、関係者の災害防止の関心を喚起し、併せて建設の事業相互間の保険料の負担の公平を図るため、建設の事業について、その実態に即した方法でメリット制を実施することとしたものである。（同書403頁）

メリット適用事業場のメリット増減率適用例①

【金属精錬業(労災保険率6.5/1000)の場合】

【前提】メリット収支算定期間の確定保険料		令和6年度 平均年収：450万円 労働者数：200人 の場合	メリット適用前の保険料は $450万円 \times 200人 \times 6.5/1000 = \mathbf{585万円}$
	令和2年度：505.35万円		
	令和3年度：638.1万円		
※メリット適用による増減後の額	令和4年度：611.55万円		

【分子（保険給付）】

給付基礎日額：10,000円、算定基礎日額：1,000円

【メリット増減率】

①労災事故がなかった場合	
労災給付なし	メリット収支率：0%より メリット増減率：▲40%を適用 ⇒令和6年度の保険料は212.4万円減額により、372.6万円
②工場内で転倒し骨折した場合の給付事例(入院3日、休業80日)	
61.6万円の休業補償給付等 120万円の療養補償給付	メリット収支率：15.4%より メリット増減率：▲35%を適用 ⇒令和6年度の保険料は185.85万円減額により、399.15万円
③過労で脳疾患を発症した場合の給付事例(入院200日、休業500日)	
397.6万円の休業補償給付等 1,000万円の療養補償給付	メリット収支率：118.9%より メリット増減率：+20%を適用 ⇒令和6年度の保険料は106.2万円増額により、691.2万円
④工場内で機械に挟まれ即死(療養なし)し、遺族補償年金の支給を決定した場合の給付事例	
66万円の葬祭料 1,400万円の遺族補償給付等※ ※給付基礎日額1,000日分、算定基礎日額1,000日分(年金は労働基準法による一時金相当額で計上。)及び特支金300万円を合算した額	メリット収支率：124.7%より メリット増減率：+25%を適用 ⇒令和6年度の保険料は132.75万円増額により、717.75万円

注 給付は、メリット収支率算定対象期間中の額。

メリット適用事業場のメリット増減率適用例②

【宿泊業(労災保険率3/1000)の場合】

【前提】メリット収支算定期間の確定保険料		令和6年度 平均年収：300万円 労働者数：150人 の場合	メリット適用前の保険料は $300万円 \times 150人 \times 3/1000 = \mathbf{135万円}$
	令和2年度：140.4万円		
	令和3年度：129.6万円		
※メリット適用による増減後の額	令和4年度：135.0万円		

【分子（保険給付）】		【メリット増減率】	
給付基礎日額：6,500円、算定基礎日額：1,300円			
① 労災事故がなかった場合		メリット収支率：0%より メリット増減率：▲40%を適用 ⇒令和6年度の保険料は43.2万円減額により、91.8万円	
② 調理を配膳中に捻挫した場合の給付事例(通院、休業30日)		メリット収支率：5.91%より メリット増減率：▲40%を適用 ⇒令和6年度の保険料は43.2万円減額により、91.8万円	
③ 調理器具で手に深く創傷を負い、障害補償一時金を受給した場合の給付事例(入院2日、休業400日、第14級)		メリット収支率：146.7%より メリット増減率：+35%を適用 ⇒令和6年度の保険料は37.8万円増額により、172.8万円	
④ 浴場脱衣所で丸椅子にのって最上段の棚を清掃作業中に転倒し、神経障害を残し、障害補償年金の支給を決定した場合の給付事例(入院240日、休業250日、第3級)		メリット収支率：791.4%より メリット増減率：+40%を適用 ⇒令和6年度の保険料は43.2万円増額により、178.2万円	

労災給付なし

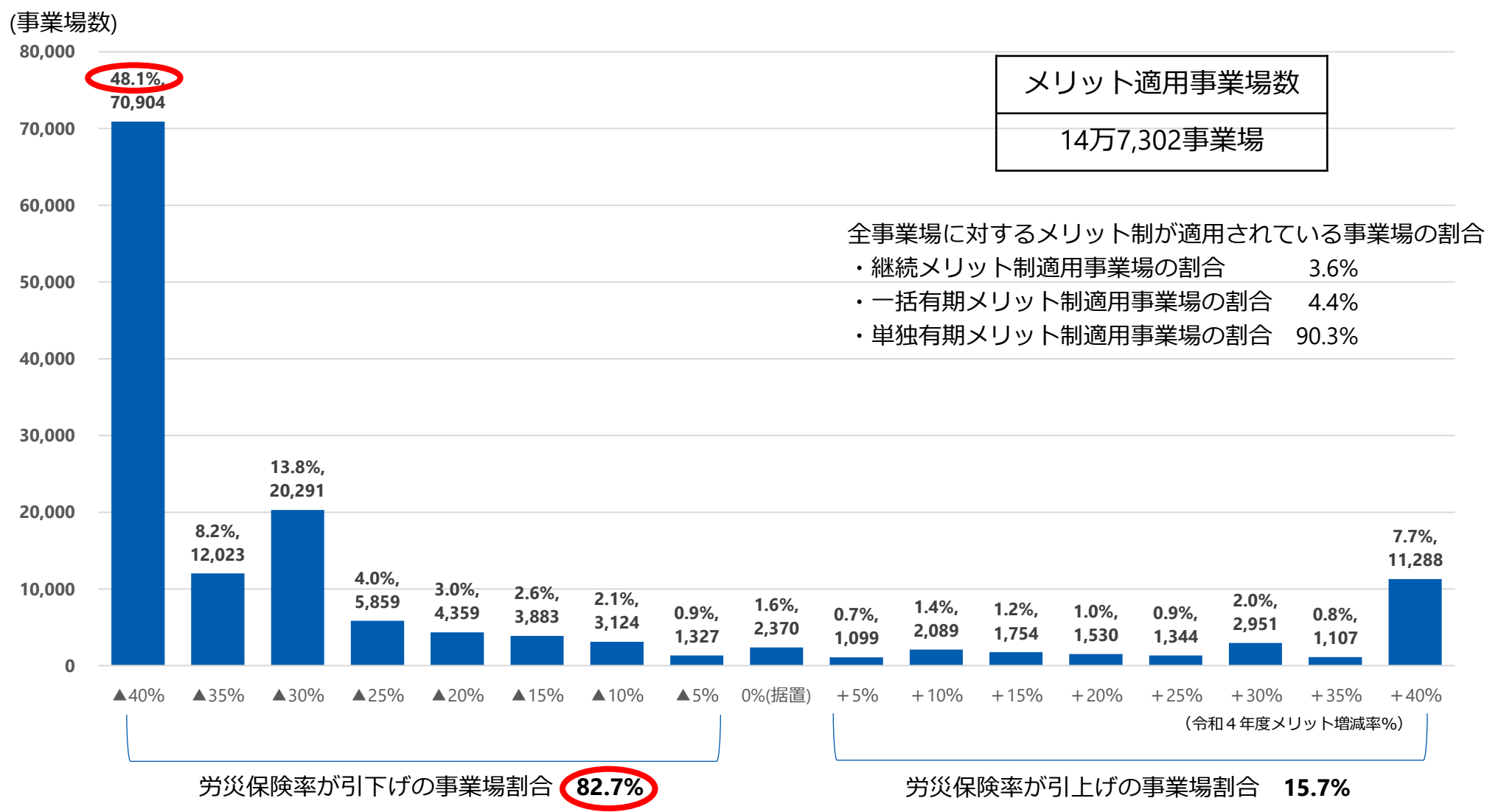
2万円の療養補償給付
14.04万円の休業補償給付等

206.44万円の休業補償給付等
51.68万円の障害補償給付等
140万円の療養補償給付

128.44万円の休業補償給付等
1,119万円の障害補償給付等※
900万円の療養補償給付
※給付基礎日額1,050日分、算定基礎日額1,050日分(年金は労働基準法による一時金相当額で計上。)及び特支金300万円を合算した額

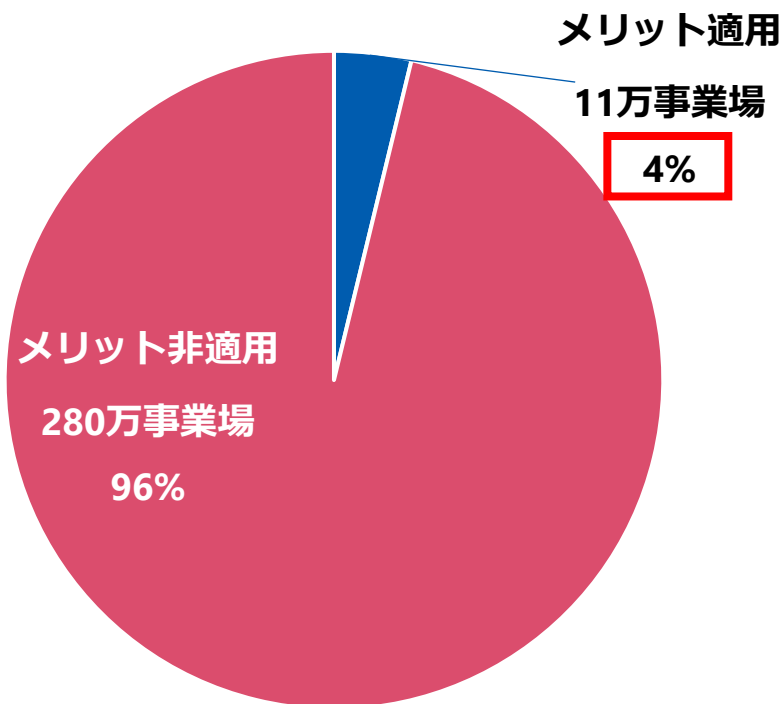
増減率別メリット制適用事業場数（令和5年度）

➤ 令和5年度にメリット制が適用された事業場（継続事業、一括有期事業、単独有期事業合計）のうち、8割を超す事業場が労災保険率を引き下げて適用され、全体の半数近くの事業場がマイナス40%で適用されている。

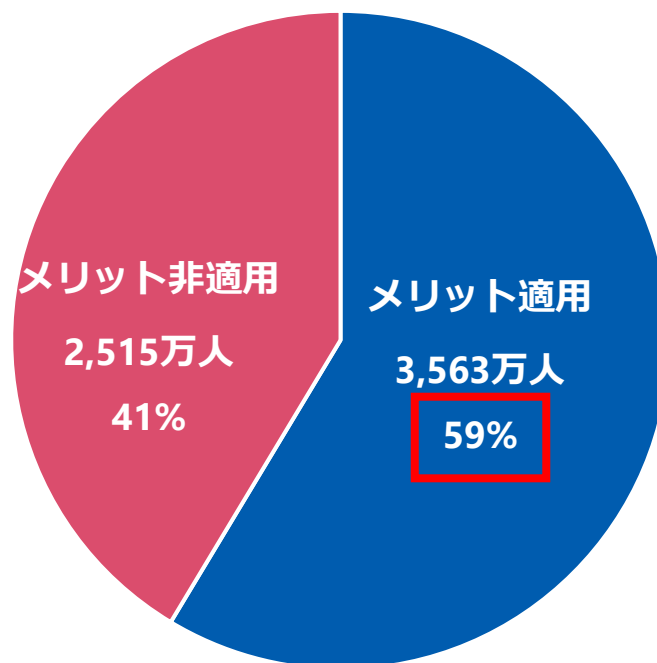


- 令和5年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場数は約11万事業場であり、全ての継続事業及び一括有期事業場数約291万事業場に対して、**約4%**のメリット制適用割合となっている。
- 一方で、労働者数でみると、令和5年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場の労働者数は約3,563万人であり、全ての継続事業及び一括有期事業場の労働者数約6,078万人に対して、**約59%**のメリット適用割合となっている。

○事業場数でみたメリット制の適用状況



○労働者数でみたメリット制の適用状況



注1 事業場数は、令和5年度事業年報の数値

注2 労働者数は、徴収業務室特別集計の令和6年10月末時点労災保険適用事業場データから集計

メリット増減率の遷移

継続事業・一括有期事業

- ▶ 令和4年度、令和5年度ともメリット制が適用された継続・一括有期事業場で、メリット増減率の遷移を見ると、
 - ・メリット増減率が変わらない（左上から右下にかけての対角線にある）事業場が **55%**
 - ・メリット増減率が上がる（対角線の上三角）事業場が **22%**
 - ・メリット増減率が下がる（対角線の下三角）事業場が **23%**

○「全業種計」の令和5年度メリット適用事業場

		令和5年度メリット増減率																		合計
		-40%	-35%	-30%	-25%	-20%	-15%	-10%	-5%	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%		
令和4年度メリット増減率	-40%	28,745	2,475	1,482	566	357	265	178	95	139	67	103	97	79	69	70	53	513	35,353	
	-35%	2,664	4,086	1,404	502	298	208	134	60	88	36	83	64	43	45	35	33	236	10,019	
	-30%	1,668	1,307	11,330	1,065	435	308	195	81	130	50	113	73	49	34	281	21	196	17,336	
	-25%	603	574	918	1,396	746	308	198	66	107	48	63	58	42	40	56	24	154	5,401	
	-20%	395	365	479	644	844	500	252	99	112	55	81	51	42	34	49	24	157	4,183	
	-15%	310	235	349	325	467	672	369	108	148	56	104	80	55	45	55	17	169	3,564	
	-10%	212	173	206	226	231	428	442	161	227	81	103	94	58	48	55	28	165	2,938	
	-5%	93	66	81	77	82	115	159	76	119	42	75	44	30	26	28	15	86	1,214	
	0%	155	123	153	122	129	165	254	138	267	113	151	114	81	65	51	29	177	2,287	
	5%	69	51	51	44	50	59	88	47	116	54	108	65	43	27	22	21	101	1,016	
	10%	115	95	104	85	80	116	129	89	208	98	200	162	95	82	64	41	168	1,931	
	15%	85	55	102	77	80	77	75	45	135	66	183	150	105	70	79	44	211	1,639	
	20%	72	44	52	53	49	69	73	34	81	54	93	102	135	86	87	48	234	1,366	
	25%	68	45	52	37	52	52	54	33	58	35	107	93	89	93	102	47	233	1,250	
	30%	69	29	229	59	45	78	79	31	64	37	115	102	118	89	1,147	68	317	2,676	
	35%	30	21	33	27	24	40	33	20	48	24	42	62	61	80	63	123	285	1,016	
	40%	337	135	164	144	145	174	168	96	204	103	242	257	307	322	340	358	6,719	10,215	
合計		35,690	9,879	17,189	5,449	4,114	3,634	2,880	1,279	2,251	1,019	1,966	1,668	1,432	1,255	2,584	994	10,121	103,404	
R4⇒R5 メリット増減率 増加(上三角)			R4⇒R5 メリット増減率 変化なし(対角線)			R4⇒R5 メリット増減率 減少(下三角)														
22,761事業場			56,479事業場			24,164事業場														
22%			55%			23%														

注 令和5年度メリット適用事業場名簿に、令和4年度メリット適用事業場名簿を事業場の労働保険番号をキーとして突合し、令和4年度の名簿に同一の労働保険番号が掲載されていない事業場を除いて集計している。したがって、令和4年度、5年度ともにメリット制が適用されていても、事業場の移転等により労働保険番号が変更となった事業場は集計から除外されていることに留意が必要。

メリット制（適用）

- 労災保険料は、原則、（労働者に支払う賃金総額）×（労災保険率）で計算される。
 - ただし、一定の事業については、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減する**メリット制**を適用し、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図っている。
- （※）メリット制適用事業場数 147,302事業場（令和5年度）

メリット制の適用要件

＜継続事業＞・・・事務所や工場など事業の期間が予定されないもの

- 連続する3保険年度中の各保険年度において、次の要件のいずれかを満たすこと。

- ①**平均100人以上の労働者を使用**している場合
- ②平均20人以上100人未満の労働者を使用し、次の式を満たす場合 **【労働者数×（労災保険率－非業務災害率）≥0.4】**

※継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、増減幅を最大45%に拡大する特例がある。

通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

＜一括有期事業＞・・・事業期間が予定されている建設工事現場・木材伐出業について、複数の工事を一括りにしたもの

（請負額（生産量）や概算保険料額に要件あり）

- 次の要件を満たすこと。
保険関係が成立した後3年以上経過しており、連続する保険年度中の各保険年度において**確定保険料額が40万円以上**であること。

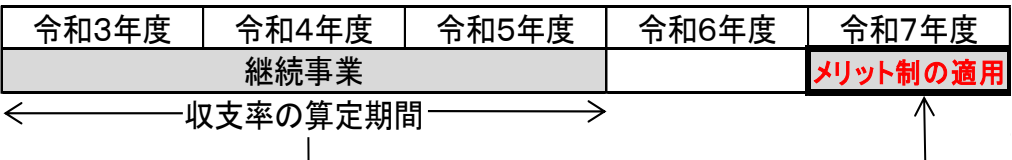
＜単独有期事業＞・・・一括有期事業とならない大規模な建設工事・木材伐出業

- 次の要件のいずれかを満たすこと。

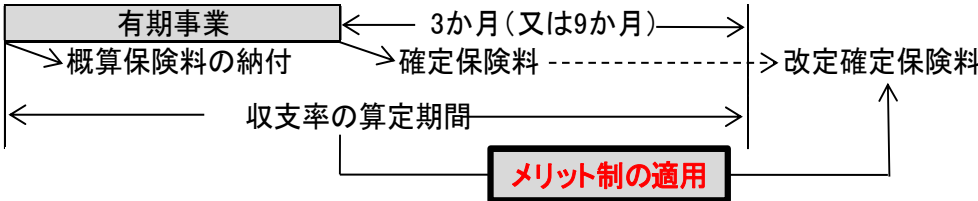
- ①**確定保険料額が40万円以上** ②**請負金額が1億1千万円以上（建設業）・素材生産量が1千立方メートル以上（木材伐出業）**

メリット制の適用例

＜継続事業及び一括有期事業＞



＜単独有期事業＞



【参考】メリット制（労災保険料の計算方法）

第1回労災保険制度の在り方に関する研究会
(令和6年12月24日) 資料1 一部更新

○基本となる計算方法（一般の労災保険率のみ適用を受ける事業）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{全労働者に支払わ} \\ \hline \text{れた賃金総額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別} \\ \hline \text{労災保険率} \\ \hline \end{array}$$

○メリット制が適用される場合の計算方法

・継続事業・一括有期事業

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{全労働者に支払わ} \\ \hline \text{れた賃金総額} \\ \hline \end{array} \times \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別} \\ \hline \text{労災保険率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非業務} \\ \hline \text{災害率(※)} \\ \hline \end{array} \right\} \times \frac{100 + \text{メリット増減率(％)}}{100} + \begin{array}{|c|} \hline \text{非業務} \\ \hline \text{災害率(※)} \\ \hline \end{array}$$

(※)通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

・単独有期事業（改定確定保険料）

単独有期事業は、一度確定保険料を納付した後に、以下のメリット制を考慮した改定確定保険料の計算を行う。この改定確定保険料と確定保険料との差額を算出し、保険料が追加納付となるか還付となるか追加納付も還付もないかのいずれかが決まる。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{確定保険料の額から非業務災害} \\ \hline \text{率に応ずる部分の額を減じた額} \\ \hline \end{array} \times \frac{100 + \text{メリット増減率(％)}}{100} + \begin{array}{|c|} \hline \text{確定保険料のうち非業務} \\ \hline \text{災害率に応ずる部分} \\ \hline \end{array}$$

(確定保険料) - { (確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) } により計算される。

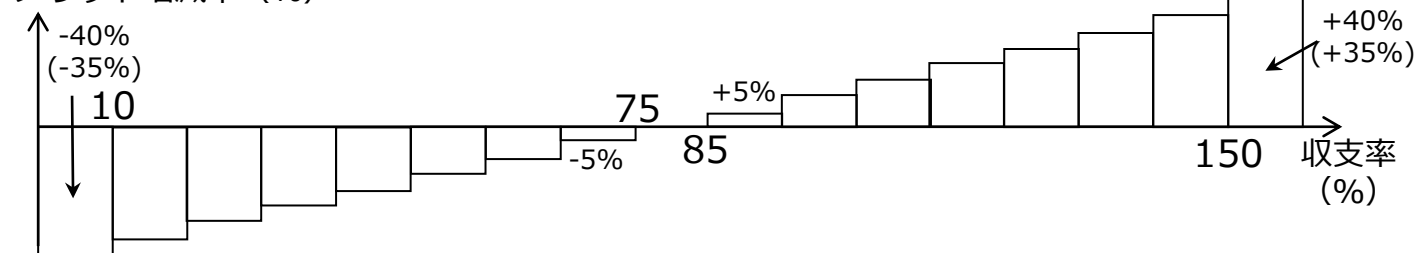
(確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) により計算される。

<メリット増減率とは>

収支率(※)に応じて適用される最大±40%の率のこと。

(※) 収支率とは、事業場が納めた労災保険料相当額に対する労災保険給付相当額（継続事業・一括有期事業においては3保険年度の間、単独有期事業においては事業終了後3（9）ヶ月後時点の実績を対象）の割合のこと。

メリット増減率（％）



継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、**メリット増減率の幅を±40%から±45%に変える特例（特例メリット制）**を受けることができる。（徴収法第12条の2）

特例メリット制の目的

中小企業向けに実施されている各種の労働災害防止施策と労災保険制度におけるメリット制を緊密に関連づけることにより、労働災害防止施策の利用を一層促進し、もって中小企業における労働災害防止活動を一層促進して成果を上げる。

特例メリット制の適用対象となる事業

以下の要件を全て満たす事業に特例メリット制が適用される。

- (1) **メリット制が適用される継続事業**であって、建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること
- (2) 厚生労働大臣が定める**労働者の安全又は衛生を確保するための措置として以下の①又は②が講じられた事業**であること
 - ① 「快適職場推進計画」を作成して都道府県労働局の認定を受け、計画に従い職場環境の改善に着手していること（労働安全衛生規則第61条の3第1項）
 - ② 「労働安全衛生マネジメントシステム」を導入し、そのシステムが厚生労働省の指針に沿っていると中央労働災害防止協会に認定を受け、その措置を行うこと（労働安全衛生法第88条第1項ただし書及び労働安全衛生規則第87条）
- (3) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度において、**所定の人数（右表）以下の労働者を使用する事業主（中小企業事業主）が行う事業**であること（徴収則第20条の2）
- (4) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、**労災保険率特例適用申告書が提出されている事業**であること（徴収則第20条の4）

<所定の人数>

主たる事業の種類	企業全体の常時使用する労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

メリット収支率の計算方法

＜継続事業・一括有期事業＞

3保険年度の間に業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金（※）

－

① 以下の年金差額一時金等の額

- ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② じん肺症等の特定疾病にかかった者に対し支払われた額

③ 第三種特別加入者に係る保険給付及び特別支給金の額

×100

3保険年度間の一般保険料の額（労災保険率から非業務災害率（0.6/1000）を減じた率に应ずる部分）

＋

第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率（0.6/1000）を減じた率に应ずる部分）

× 第一種調整率

＜単独有期事業＞

事業終了日から3（9）箇月を経過した日前における業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金（※）

－

① 以下の年金差額一時金等の額

- ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② じん肺症等の特定疾病にかかった者に対し支払われた額

×100

その事業の確定保険料の額（労災保険率から非業務災害率（0.6/1000）を減じた率に应ずる部分）

＋

第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率（0.6/1000）を減じた率に应ずる部分）

× 第一種調整率
（9箇月の場合は第二種調整率）

計算の考え方

＜共通の考え方＞

業務災害に係る保険給付

－ 計算上除く保険給付

×100

収納した保険料（業務災害相当分） ×（調整率）

＜分子について＞

・ 労災保険は、労働基準法に定められている労働災害に関する事業主の無過失責任を保険システムにより担保するものであることから、**業務災害に係る保険給付をメリット収支率の計算として算入**する。（通勤災害等は含まない。）

・ 年金給付の額は長期間算入されてしまうため、労働基準法相当額への換算を行う。このため、年金差額一時金（受け取った年金額が一時金の額に満たない場合に支給される保険給付）は**計算上除く保険給付の①で除外**する。

・ 短期の雇用が多い業種で多発し、発症に比較的長期間を要する「**特定疾病**」の発生責任を発症時の事業主にのみ帰属させないために**計算上除く保険給付の②から除外**する。

・ 第三種特別加入者は事業に使用される労働者とみなされないことから、**計算上除く保険給付の③から除外**する。

＜分母について＞

・ **収納した保険料のうち非業務災害率を減じた率に应ずる部分にすることにより、業務災害に係る分をメリット収支率に反映**させることができる。（第一種特別加入も同様。）

・ 分子では、**計算上除く保険給付**が規定されていることから、収納した保険料のうち、**計算上除く保険給付に相当する割合を第一種（第二種）調整率で調整**する。

※ 特別遺族給付金とは、石綿救済法に基づき、石綿による健康被害を生じた労働者や特別加入者が、労災保険の給付を受けずに石綿による疾病で亡くなったとき、その遺族にして給付金（年金又は一時金）を給付する制度。

【参考】労災保険料（率）について 労災保険率表(令和6年4月1日施行)

労災保険料率は3年に1度改定しており、54業種ごとに災害発生状況等に応じて定められる。

最低2.5/1,000（金融業、保険業又は不動産業）～最高88/1,000（金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業）

事業の種類 分類	業種 番号	事業の種類	労災 保険率
漁業	02,03	林業	52
	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34
	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	13
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5
	53	鋳物業	16

事業の種類 分類	業種 番号	事業の種類	労災 保険率
製造業	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	59	船舶製造又は修理業	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	61	その他の製造業	6
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	12
その他の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3

※単位：1/1,000

	90	船舶所有者の事業	42
--	----	----------	----

論点案

【論点①】 メリットの趣旨目的に照らして、メリット制は今日でも意義・効果があるといえるか。

- ✓メリット制の適用対象は妥当か。
- ✓メリット制が災害防止に効果があるのか。

【論点②】 メリットの算定対象は妥当か。

- ✓特定の疾病をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。
- ✓高齢者や外国人労働者をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。

【論点①】 メリットの趣旨目的に照らして、メリット制は今日でも意義・効果があるといえるか。

- ✓ メリット制の適用対象は妥当か。
- ✓ メリット制が災害防止に効果があるのか。

【論点①】 メリット制度の効果をどのように評価するか。

✓メリットの趣旨目的に照らして、メリット制は今日でも意義・効果があるといえるか。

メリット制の効果について、メリットが適用されている事業場の被災者数増減率に着目して検証を行った。

【検証方法】

全事業場とメリット適用事業場で被災者数の増減率を比較した。メリット適用事業場の被災者数の増減率が全事業場のそれと比べて小さければ、メリット制により被災者数の増減率が抑制されたとして、メリット制の効果があると考えられる。

検証では、

- ・ 労災保険の収支率が比較的高く、メリット増減率がプラス（保険率割増）であるメリット適用事業場
 - ・ 労災保険の収支率が比較的低く、メリット増減率がマイナス（保険率割引）であるメリット適用事業場
- に区分して被災者数の増減率を集計。

また、被災者数の増減が偶然の要素からもたらされないように、一定以上の労働者数が見込まれる 6 業種に限定して増減率を比較している。

（例）令和 3 年度から 4 年度にかけて「卸売業小売業飲食店又は宿泊業」の被災者数を調べたところ、令和 4 年度にメリット増減率がプラス

（保険率割増）+40%として適用された事業場と、全事業場をみると、

R4プラス+40%で適用されたメリット適用事業場 令和 3 年度被災者 9,779人⇒令和 4 年度被災者 9,456人 増減率▲3.3%

全事業場 令和 3 年度被災者129,277人⇒令和 4 年度被災者138,154人増減率+6.9%

であったことから、R4プラス+40%ので適用されたメリット適用事業場の方が被災者の増減率が小さく、良い結果を示している。

【検証結果】

- ・ プラスでメリット制が適用された事業場については、全事業場よりも増減率が概ね低いことから、一定程度はメリット制の効果があったと考えられる。
- ・ マイナスでメリット制が適用された事業場については、業種全体よりも増減率が低い場合と高い場合が同程度混在しており、これだけをもってメリット制の効果の有無を判断できるものではない。

ただし、マイナスでメリット制が適用された事業場は、過去の保険収支が良かった（≡災害が少なかった）ことや、もともと被災者数が 0 である事業場割合が多いため、これ以上被災者数を減らすことができない事業場であることを考慮する必要がある。

検証方法の詳細

➤ メリット制が適用されている事業場について、①～⑧のパターン毎に前年度から当年度にかけて被災者数の増減率と、業種全体の被災者数の増減率⑨を比較したもの。

- ① 当年度に+40%で適用された事業場
- ② 当年度に「+5～+40%」で適用された事業場
- ③ 前年度に「▲40%～±0%」で適用かつ当年度に+40%で適用された事業場
- ④ 前年度に「▲40%～±0%」で適用かつ当年度に「+5～+40%」で適用された事業場
- ⑤ 当年度に▲40%で適用された事業場
- ⑥ 当年度に「▲5%～▲40%」で適用された事業場
- ⑦ 前年度に「±0%～+40%」で適用かつ当年度に▲40%で適用された事業場
- ⑧ 前年度に「±0%～+40%」で適用かつ当年度に「▲40%～▲5%」で適用された事業場

①～④ 当年度+（プラス）で
メリット適用

⑤～⑧ 当年度▲（マイナス）で
メリット適用

注1) 当年度に適用されるメリット増減率は、前々年度までの過去3年間の保険収支によって決定されることから、当年度のメリット増減率に一切影響を及ぼさない前年度の被災者数とメリット制が適用された当年度の被災者数から増減率を算出し、業種全体の被災者数の増減率を比較することにより、メリット制の効果を検証したもの。

注2) ある程度の労働者数が確保されている業種内で、メリット適用事業場と全事業場を比較する必要があるため、大分類で100万人以上（建設事業、製造業、運輸業、その他の事業）の業種で、さらにその他の事業については、細分類で100万人以上（その他各種事業は様々な業種が混在しているので除く。）の「ビルメンテナンス業」、「卸売業・小売業・飲食店・宿泊業」、「金融・保険業・不動産業」の合計6業種でメリット適用事業場と全事業場を集計した。

メリットが適用されている事業場の被災者数増減率について（業務災害） データ集計時点2025/3/7

メリットは継続・一括
有期事業に係る集計

- ①～⑧メリット適用事業場と⑨全事業場の被災者数増減率を比較し、メリット適用事業場の方が増減率が小さい場合に赤字で表示。赤字が多いほど、メリット制により被災者数の増減率が抑制され、メリット制の効果と考えられる。
- プラスでメリット制が適用された事業場については、全事業場よりも増減率が概ね低いことから、一定程度はメリット制の効果があったと考えられる。
- マイナスでメリット制が適用された事業場については、業種全体よりも増減率が低い場合と高い場合が同程度混在しており、これだけをもってメリット制の効果の有無を判断できるものではない。

①～④ 当年度+（プラス）でメリット適用

⑤～⑧ 当年度▲（マイナス）でメリット適用

⑨全事業場

平成30年度

業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
建設事業	6.8%	3.7%	2.7%	9.5%	5.6%	8.3%	15.1%	13.3%	10.7%
製造業	3.1%	2.7%	3.0%	4.8%	6.9%	4.4%	4.9%	1.0%	4.3%
運輸業	0.5%	4.0%	-6.3%	3.0%	4.3%	2.8%	11.0%	4.9%	2.8%
ビルメンテナンス業	5.2%	2.7%	-11.6%	-1.5%	-5.4%	2.9%	-35.2%	3.0%	3.4%
卸売業小売業飲食店又は宿泊業	-1.7%	0.1%	8.0%	4.9%	-2.7%	1.6%	4.7%	1.7%	2.4%
金融業保険業又は不動産業	-11.6%	-6.6%	16.1%	-5.6%	0.3%	0.5%	19.6%	8.0%	0.9%

令和元年度

業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
建設事業	2.5%	2.5%	0.8%	5.9%	-2.3%	-2.5%	-3.1%	6.4%	-2.0%
製造業	-7.4%	-4.6%	-5.5%	-4.1%	-1.0%	-2.8%	-1.3%	-3.8%	-2.3%
運輸業	-3.4%	0.0%	-2.6%	3.4%	4.1%	0.5%	10.0%	-1.0%	1.0%
ビルメンテナンス業	3.0%	2.5%	-5.0%	-3.8%	5.0%	5.3%	-3.4%	13.3%	4.5%
卸売業小売業飲食店又は宿泊業	-3.1%	-3.3%	-3.4%	-3.0%	-0.9%	-2.8%	-0.9%	-3.2%	-0.7%
金融業保険業又は不動産業	2.8%	-1.2%	-20.8%	-20.3%	0.6%	-1.2%	22.6%	-4.2%	-1.2%

令和2年度

業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
建設事業	-5.7%	-7.6%	2.9%	-6.5%	-3.8%	-2.0%	24.5%	1.4%	-4.0%
製造業	-15.6%	-12.5%	-11.1%	-13.0%	-6.0%	-8.4%	-6.5%	-10.8%	-8.9%
運輸業	-7.7%	-8.5%	-9.6%	-15.0%	-3.5%	-0.3%	-0.8%	-3.2%	-1.3%
ビルメンテナンス業	-3.9%	-8.1%	9.1%	-6.0%	-8.0%	-9.4%	-3.4%	1.3%	-6.1%
卸売業小売業飲食店又は宿泊業	-14.5%	-14.2%	-17.5%	-15.3%	-14.3%	-13.2%	-13.9%	-15.2%	-10.7%
金融業保険業又は不動産業	-14.1%	-16.5%	-26.1%	-18.0%	-14.6%	-12.0%	-4.2%	-0.4%	-10.0%

令和3年度

業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
建設事業	-4.4%	0.4%	-19.5%	-6.6%	-2.0%	-0.7%	-12.6%	3.5%	-1.1%
製造業	3.0%	2.4%	2.1%	2.0%	4.1%	3.0%	11.0%	7.4%	2.7%
運輸業	0.9%	2.7%	1.5%	2.3%	2.7%	-0.7%	9.9%	1.4%	2.0%
ビルメンテナンス業	4.8%	6.1%	49.7%	17.6%	2.6%	2.4%	20.3%	9.4%	4.5%
卸売業小売業飲食店又は宿泊業	0.9%	0.8%	-1.1%	-0.6%	1.1%	0.9%	9.7%	4.5%	3.7%
金融業保険業又は不動産業	0.0%	10.5%	12.9%	24.8%	1.0%	2.6%	1.1%	23.2%	5.3%

令和4年度

業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
建設事業	9.4%	4.2%	28.4%	14.9%	4.5%	3.6%	10.1%	-3.1%	4.5%
製造業	0.7%	2.4%	-4.7%	-0.3%	5.8%	3.8%	7.6%	3.5%	4.2%
運輸業	-0.3%	2.9%	4.0%	0.2%	8.4%	-8.3%	13.8%	7.3%	4.7%
ビルメンテナンス業	2.6%	1.4%	-2.2%	3.4%	14.7%	5.5%	22.6%	3.5%	5.9%
卸売業小売業飲食店又は宿泊業	-3.3%	-1.4%	4.3%	0.0%	11.7%	8.1%	19.9%	11.6%	6.9%
金融業保険業又は不動産業	-6.7%	-5.7%	-10.3%	-10.1%	-0.9%	3.6%	-2.1%	13.0%	1.9%

①～⑧のメリット制が適用されている事業場では、前年度に保険関係が消滅した事業場や当年度に新規適用となった事業場の被災者数は含まれないが、⑨全事業場では、前年度に保険関係が消滅した事業場や当年度に新規適用となった事業場の被災者数も含んだ増減率を集計している。

マイナスでメリット制が適用された事業場の前年度の災害発生状況の特徴について

- マイナスでメリット制が適用された事業場は、過去の保険収支が良く災害が少なかったことから、マイナスのメリット制が適用された時点で、一定程度はメリット制の効果があつたと考えてよいのではないか。
- また、もともと被災者数が0であるため、被災者数を減らすことが一切出来ない事業場や、減らしても効果は限定的である事業場が、全メリット適用事業場より多く存在することから、災害防止に取り組んだとしても、減る効果が一切出ない・出にくいといったことを考慮する必要がある（下の表 令和4年度事業場の場合）。

注）下の表は令和4年度にマイナスのメリット制が適用された事業場と全てのメリット制が適用された事業場について、令和3年度の被災者数が0人又は5人未満の事業場割合を比較しているが、平成30年度から令和3年度まで同じような傾向にある。

【令和4年度に労災保険のメリット制が適用されている事業場】

（Ⅰ）うち、前年度（令和3年度）に被災者数が0人の事業場割合

メリット適用事業	▲40%が適用	▲5～▲40%が適用	メリット全事業場
建設事業	79.5%※1	77.8%	76.4%
製造業	38.6%	29.0%	27.2%
運輸業	46.4%	34.4%	31.8%
ビルメンテナンス業	43.4%	29.5%	25.7%
卸売業小売業飲食店又は宿泊業	50.4%	33.8%	29.3%
金融業保険業又は不動産業	53.3%	42.2%	40.9%

（Ⅱ）うち、前年度（令和3年度）に被災者数が5人未満の事業場割合

メリット適用事業	▲40%が適用	▲5～▲40%が適用	メリット全事業場
建設事業	99.4%※1	99.2%	99.2%
製造業	92.8%	85.7%	84.0%
運輸業	96.6%	87.8%	87.3%
ビルメンテナンス業	96.8%	83.2%	80.5%
卸売業小売業飲食店又は宿泊業	95.7%	82.3%	77.6%
金融業保険業又は不動産業	91.3%	83.0%	82.5%

令和4年度にマイナスのメリット制が適用されている事業場では、前年度（令和3年度）に被災者数が0人もしくは5人未満の事業場割合が全メリット適用事業場より高く、災害防止に取り組んだとして、これ以上被災者数を減らす事ができない又はできにくい。

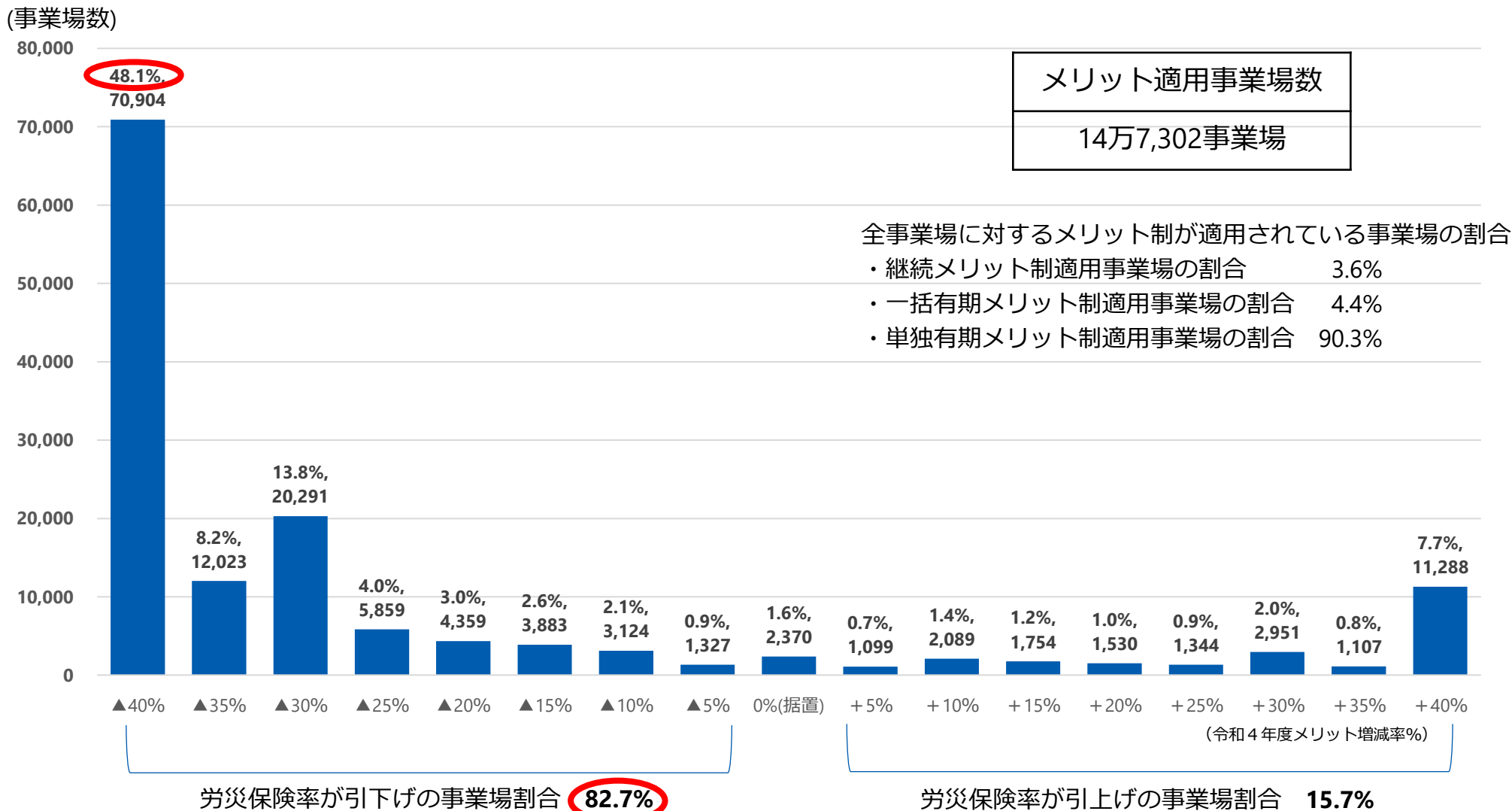
※1 確定保険料が100万円未満の建設事業場では、メリット増減率±30%が上限とされている。

このことから「令和4年度に▲40%が適用」の事業場割合を算出する際に、建設事業のみ「令和4年度に▲30%以下が適用」として割合を集計。

増減率別メリット制適用事業場数（令和5年度）

再掲

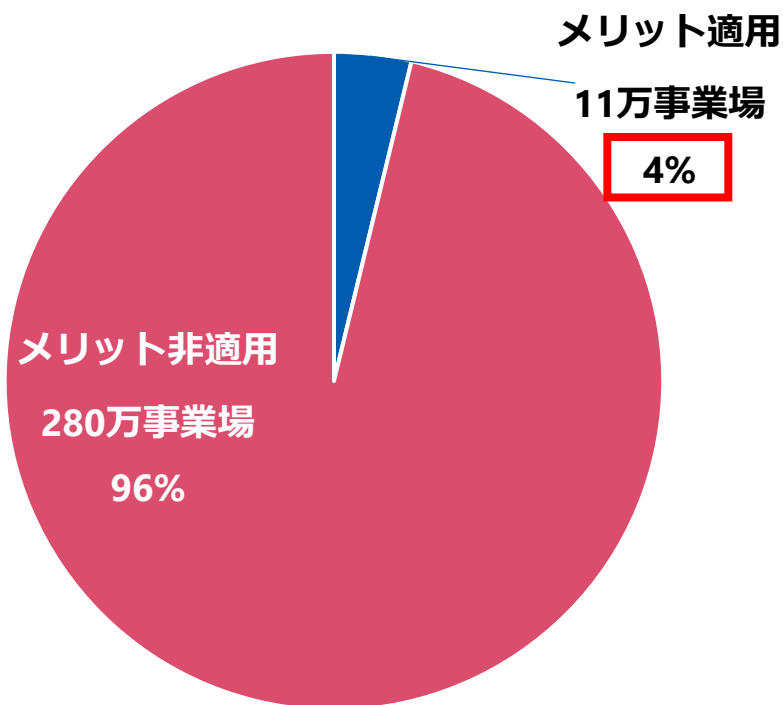
- 令和5年度にメリット制が適用された事業場（継続事業、一括有期事業、単独有期事業合計）のうち、8割を超す事業場が労災保険率を引き下げて適用され、全体の半数近くの事業場がマイナス40%で適用されている。



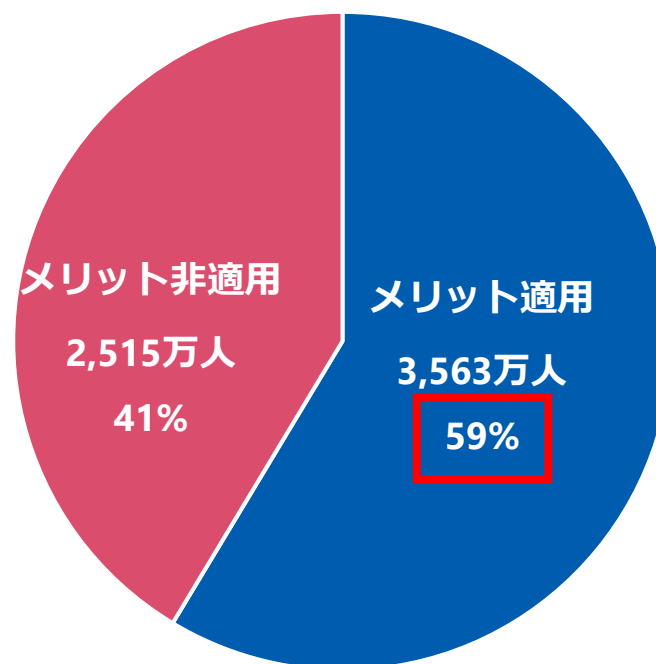
(注) 継続メリット適用事業、一括有期メリット適用事業、単独有期メリット適用事業の合計

- 令和5年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場数は約11万事業場であり、全ての継続事業及び一括有期事業場数約291万事業場に対して、**約4%**のメリット制適用割合となっている。
- 一方で、労働者数でみると、令和5年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場の労働者数は約3,563万人であり、全ての継続事業及び一括有期事業場の労働者数約6,078万人に対して、**約59%**のメリット適用割合となっている。

○事業場数でみたメリット制の適用状況



○労働者数でみたメリット制の適用状況

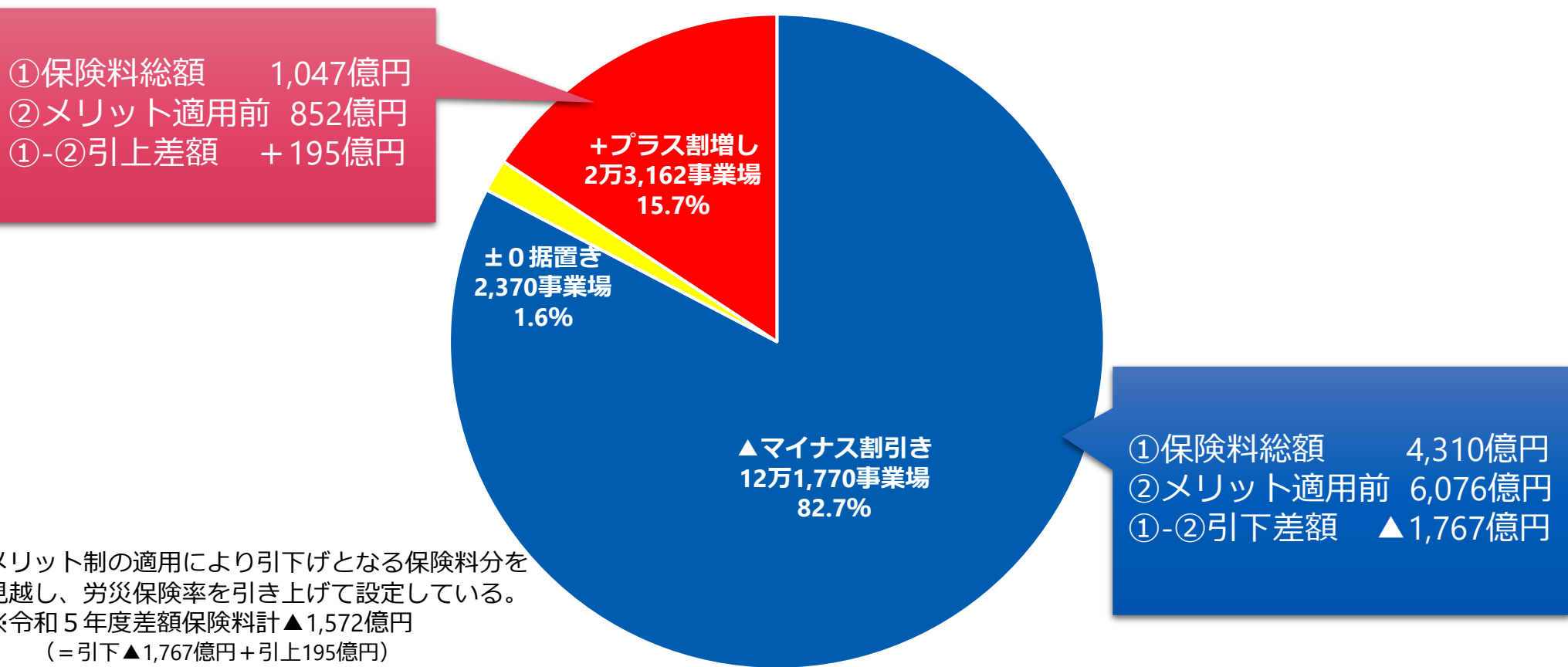


注1 事業場数は、令和5年度事業年報の数値

注2 労働者数は、徴収業務室特別集計の令和6年10月末時点労災保険適用事業場データから集計

メリット制による保険料の増減額

- ▶ 令和5年度にメリット制が適用された事業場数は14万7,302事業場であり、
 - ・ 保険率（料）が割引きとなっている事業場は12万1,770事業場（全メリット適用事業場の82.7%）
 - ・ 保険率（料）が据置きとなっている事業場は 2,370事業場（全メリット適用事業場の 1.6%）
 - ・ 保険率（料）が割増しとなっている事業場は 2万3,162事業場（全メリット適用事業場の15.7%）
- ▶ 保険率（料）割引き事業場の保険料総額は4,310億円であり、メリット制の適用により引下げとなった差額保険料▲1,767億円
 保険率（料）割増し事業場の保険料総額は1,047億円であり、メリット制の適用により引上げとなった差額保険料+ 195億円



メリット制の適用により引下げとなる保険料分を見越し、労災保険率を引き上げて設定している。
 ※令和5年度差額保険料計▲1,572億円
 (= 引下▲1,767億円 + 引上195億円)

注 ①保険料総額は、令和5年度確定保険料。

(参考資料) メリット制に対するご意見

日本労働弁護団意見（抜粋）

- 3 かかる判決（注1）が出た原因は、メリット制によって、直接、使用者の保険料が増大する可能性が生じることにある。

そもそも、メリット制は、労災保険料徴収法12条3項に「できる」とある通り、任意的適用となっており、一部疾病等については、通達によってメリット制の対象外となっている。その上、労災事故の防止という観点からは、業務起因性のある傷病が発生したことで、保険料増大を直接結び付けるべき理由はない。

これに加え、現在のメリット制の在り方によって前記のような判決が出て、種々の被災労働者・遺族に対する負の影響があるため、メリット制のあり方について議論を速やかに開始し、迅速な補償を行うことで安心して労働者を療養させるという労基法第8章及び労働者災害補償保険法の趣旨を真に達成できる制度とすべきである。

（2023年2月17日「労災保険支給決定に対する事業者による異議申立てに断固反対し、メリット制のあり方について見直しを求める幹事長声明」より（注1）令和4年11月29日東京高裁判決。労災保険給付が認められると保険料増大の不利益が生ずるとして、メリットの適用を受ける事業主が労災保険給付の違法性を直接争うことを肯定した判決。ただし、本事案は、その後の最高裁（令和6年7月4日）において、特定事業主には、労災支給処分を争う原告適格はない、と判断された。

過労死弁護団全国連絡協議会 メリット制検討チーム意見（抜粋）

- 3 厚生労働省内の検討会における議論の方向性（注2）は、法的構成はともかく、事業主に対し、支給決定処分の支給要件該当性について争う道を開きつつ、これを専ら労働保険料の争訟において行わせ、被災労働者及び遺族に影響を可能な限り与えない、というものである。

そもそも、メリット制は、無過失責任を前提とする労災保険制度の下で適切かどうかとの議論が従前より存在し、加えて、今日においては、メリット制の導入当時と比べて、明白な災害性事故ではない労災、すなわち過労性疾患のような形態の労災が増加している状況の下で現行のメリット制がそのまま維持されることについては疑問があり、厚労省内においては、メリット制の存続の可否、ないし内容の変更の可否を検討していくことが必要な情勢になっていると思料する。

- 4 以上の通り、労災支給決定処分を事業主が争うことを認めた上記東京高裁判決（注3）は不当で到底容認できない。国は、上告(上告受理申立て)をすべきである。

他方、仮に、当面、同処分の違法性を保険料決定の異議申し立てにより主張させ、被災者への直接の影響をなくす厚生労働省の現在の案を導入するにあたっては、上記の通り、数々の懸念点があり、現実の労働者・遺族の不利益を防ぎ、かつ、職場の改善、過労死の防止に悪影響が生じないように、十分な注意が求められる。

そして、将来的には、メリット制の継続の可否、メリット制の内容改善の可否につき、議論を進めていくべきである。

（2022年12月5日「「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」あて意見書」より）

（注2）「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」において示された、労働保険料認定決定の不服申立等において、労災保険給付の支給要件非該当性に関する主張を認める、労災保険給付の支給要件非該当性が認められたとしてもそのことを理由に労災保険給付を取り消すことはしない等の方針。

（注3）注1に同じ。

【論点②】 メリットの算定対象は妥当か。

- ✓ 特定の疾病をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。
- ✓ 高齢者や外国人労働者をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。

【論点②】メリットの算定対象は妥当かー特定の疾病の取扱いー

✓ 特定の疾病をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。

メリット制の趣旨・目的

- メリット制は、個々の事業ごとの収支率をみて、その事業の保険料を調整し、個々の事業主の負担の具体的公平性をはかるとともに、その自主的な災害防止の努力を促進しようとするもので、労災保険料のもっとも労災保険らしいところの一つということができる（「新 労災保険法」労働省労災補償部編 昭和41年10月 日刊労働通信社刊 424頁）。

メリット収支率の算定対象に係る現行の取扱い ー特定疾病に罹患した者に係る給付の取扱いー

- 特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金は、メリット制の分子に算入しない。（徴収法第12条第3項及び徴収則第17条の2）
- 「特定疾病にかかった者」とは、次頁の左欄に掲げる疾病にかかった者のうち、中欄に掲げる事業の種類に属する事業に係る右欄に掲げる者である。
- これは、事業場を転々とする日雇又は短期間の就労を状態とする労働者を多数使用する事業に多発する特定の疾病であって、かつ、当該疾病の発症までに比較的長時間を要するものであるにもかかわらず、最終事業場における従事歴が短期であるため、疾病の発生に係る責任を最終事業場の事業主に帰属させることが困難なものであり、疾病の種類、労働者の就労形態及び発生した事業場の事業の種類のすべてについて、一定の条件を満たした場合にのみ適用する限定的な取扱いである。

（参考）現行の特定疾病を算定基礎の対象から除外した考え方

- メリット適用事業場の災害発生状況をより適正に評価、反映できるように、一定の条件のもとに特定疾病にかかった者に係る保険給付の額および特別支給金の額を、個別事業場の収支率算定式の分子である保険給付の額および特別支給金の額から除外することとされた（「労災保険の変遷と展望」稲葉哲 昭和62年3月 財団法人労働福祉共済会刊 339頁）。
- 日雇い又は短期間の雇用で事業場を転々とする労働者が遅発性の職業性疾病に罹患した場合には、当該疾病の発生の責任を最終事業場の事業主にのみ帰属させるのは不合理であるので、これらの疾病に係る給付額はメリット収支率の算定基礎から除外することとしたこと。

なお、これらの疾病の発生については、転々労働者を雇用する事業主全体の責任であること、また、これらの疾病に係る給付額をメリット収支率の算定基礎から除外することに伴い他の事業主の負担が増大すること等に鑑み、転々労働を常態とする業態にある業種について、転々労働者に特徴的に発生する疾病についてのみ、本改正（引用者注：昭和55年法改正）がなされている（「新・労災保険財政の仕組みと理論」岡山茂・浜民夫 平成元年1月 財団法人労務行政研究所刊 270～271頁）。

【参考】 メリット収支率の算定対象外となる特定疾病

疾病	事業の種類	疾病にかかった者
非災害性腰痛 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第一の二第三号 2 の疾病	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	事業主を異にする 2 以上の事業場において非災害性腰痛の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、当該業務に従事した最終事業場の事業主に日雇で使されたもの(2 月を超えて使されるに至ったものを除く。)
振動障害 労働基準法施行規則別表第一の二第三号 3 の疾病	林業又は建設の事業	事業主を異にする 2 以上の事業場において振動障害の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が 1 年に満たないもの
じん肺症 労働基準法施行規則別表第一の二第五号の疾病	建設の事業	事業主を異にする 2 以上の事業場においてじん肺症の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が 3 年に満たないもの
石綿にさらされる業務による肺がん または中皮腫 労働基準法施行規則別表第一の二第七号 8 の疾病	建設の事業	建設の事業に属する事業主を異にする 2 以上の事業場において肺がん又は中皮腫の発生のおそれのある石綿にさらされる業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が、肺がんにあつては10年、中皮腫にあつては 1 年に満たないもの
	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業に属する事業主を異にする 2 以上の事業場において肺がん又は中皮腫の発生のおそれのある石綿にさらされる業務に従事した労働者であって、当該業務に従事した最終事業場の事業主に日雇で使されたもの(2 月を超えて使されるに至ったものを除く。)
騒音性難聴 労働基準法施行規則別表第一の二第二号 1 1 の疾病	建設の事業	事業主を異にする 2 以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、最終事業場における当該業務に従事した期間が 5 年に満たないもの

業務上疾病に係る業務起因性について（１）－考え方－

- メリット収支率は、当該事業の労働者に対する労災保険給付を前提に算定される。
- **労災保険給付は、業務起因性が認められる場合に限り支給**されるが、疾病にかかる業務起因性の判断は以下の考え方に基づき行っている。

業務起因性の基本的考え方

労働者に生じた疾病について、以下の３要件が認められる場合は原則として業務起因性を肯定

① 労働の場における有害因子の存在

健康障害を引き起こす有害因子が労働の場に存在すること

② 有害因子へのばく露条件

健康障害を引き起こすに足りるばく露があること（ばく露の程度、期間など）

③ 発症の経過及び病態

発症の時期の経過及び病態が、有害因子の性質、ばく露条件等からみて医学的に妥当なものであること

※「有害因子」とは、人の健康障害を引き起こす諸因子（有害な化学物質、身体に過度の負担のかかる作業態様等）を指し、「ばく露」とは、これら有害因子に遭遇、接触し、又はこれが侵入することを指す。

業務以外の要因と競合する場合の業務起因性の考え方

- 業務起因性が認められるためには、傷病等の原因のうち、当該業務に内在又は通常随伴する危険が現実化したものであると評価し得る程度に、**業務が相対的に有力な原因であることを要する。**
- 労働者が罹患する疾病の中には、業務による有害因子と業務以外の要因が競合して発症するものがあるが、業務上の有害因子と業務以外の有害因子の両方が認められる疾病であっても、**業務上の有害因子が相対的に有力な原因となっている場合には業務上の疾病として取り扱われる。**

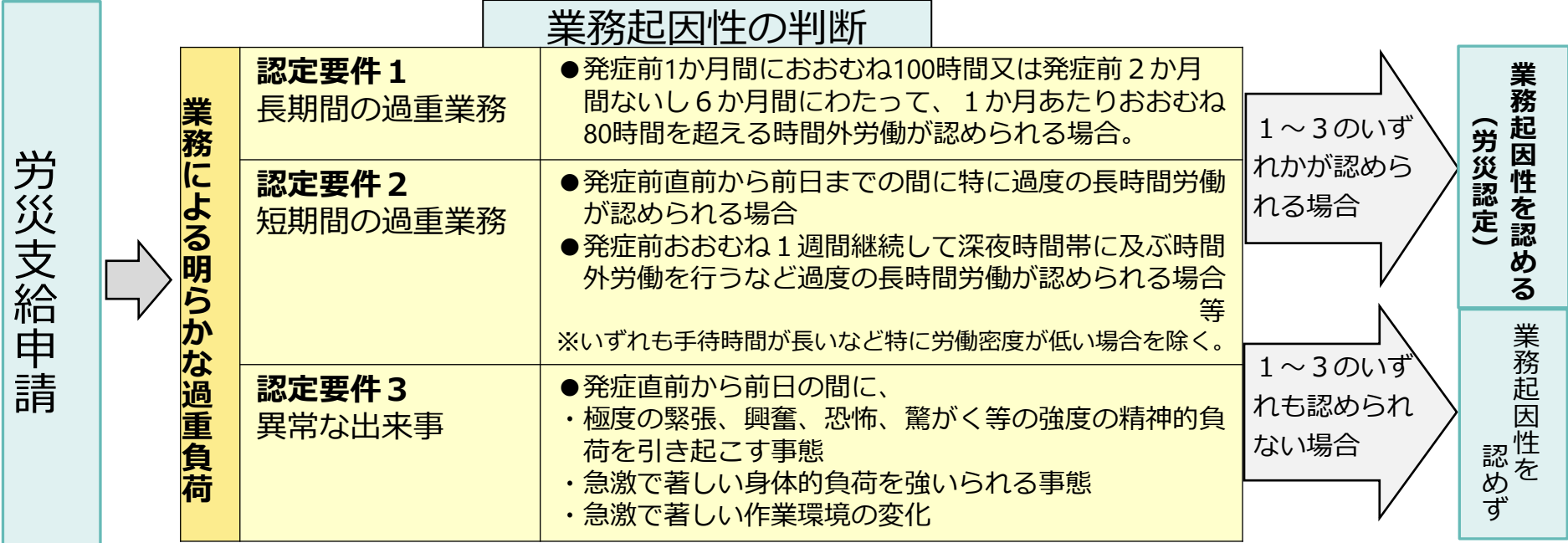
【参考】熊本地裁書記官事件（最高裁昭和51年11月12日第二小法廷判決）

労働者に生ずる疾病については、一般に多数の原因又は条件が競合しており、このような広義の条件の一つとして労働あるいは業務が介在することを完全に否定し得るものは極めてまれである。しかしながら、単にこのような条件関係があることをもって直ちに業務と疾病との間に因果関係を認めるべきではなく、**業務と疾病との間にいわゆる相当因果関係がある場合にはじめて業務上疾病として取り扱われるべきものであると解されている。**

業務上疾病に係る業務起因性について（２）一脳・心臓疾患事案一

- 脳・心臓疾患は、その発症の基礎となる血管病変等が、主に加齢、生活習慣、生活環境等の日常生活による諸要因や遺伝等の個人に内在する要因により長い年月の生活の営みの中で徐々に形成、進行及び増悪するといった経過をたどり発症するものであり、労働者に限らず、一般の人々の間にも普遍的に数多く発症する疾患である。しかし、業務による過重な負荷が加わることにより、血管病変等（もともと本人がもっている動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態）をその自然経過を超えて著しく増悪させ、脳・心臓疾患を発症することがある。
- このため、脳・心臓疾患の業務起因性を判断するに際しては、当該業務が過重であったか否かを客観的に判断するため認定基準（※）を設け、「業務による明らかな過重負荷」が生じていたか否かを評価している。なお、長期間・短期間の過重業務については、過重負荷の有無の判断に当たって、職種、年齢、経験が類似する同種労働者にとって業務が特に過重であったかという観点で評価する。
- （※）「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和３年９月14日付け基発0914第１号厚生労働省労働基準局長通知）の別添「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」

脳・心臓疾患に係る業務起因性判断の枠組み（イメージ）



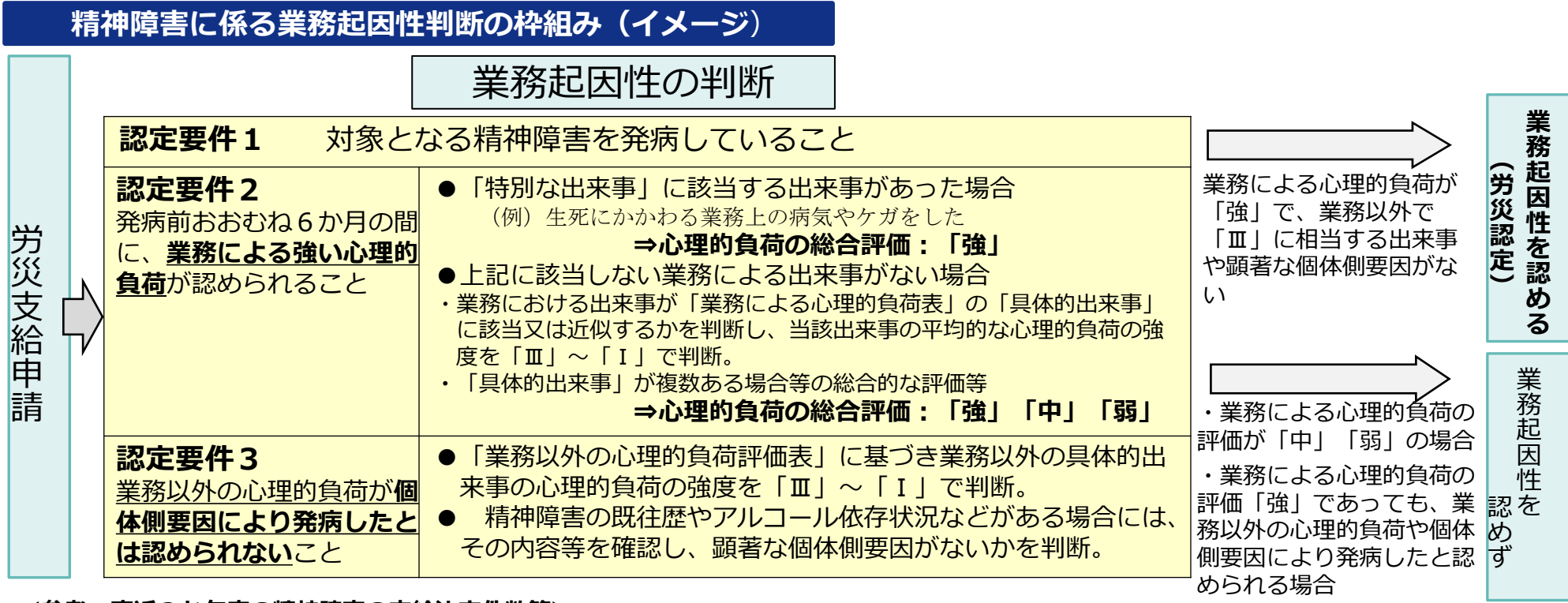
※認定要件1及び2の過重業務の判断に当たっては、職種、年齢、経験が類似する同種労働者にとって特に過重かと言う観点で評価

<参考：直近3か年度の脳・心臓疾患の支給決定件数等> ※ 複数業務要因災害によるものを除く。

	R3	R4	R5
決定件数（A）（うち支給決定件数：B）	525（172）	509（194）	667（216）
認定率（B/A）	32.4%	38.1%	32.8%

業務上疾病に係る業務起因性について（3）－精神障害事案－

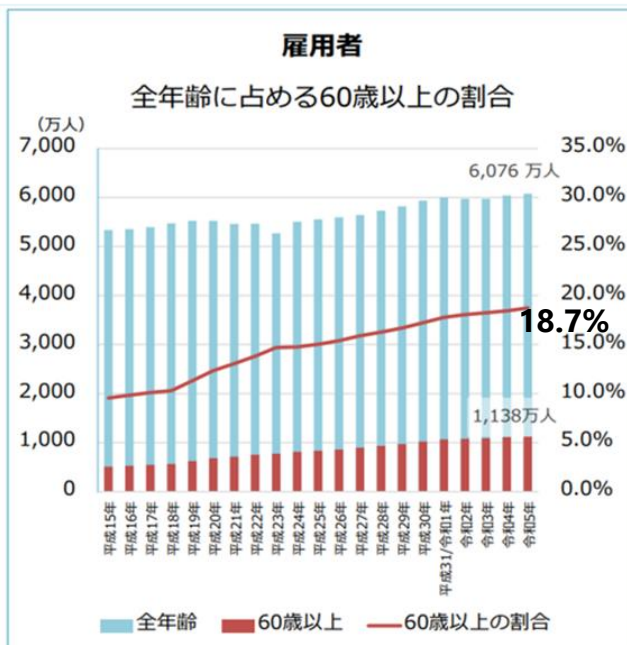
- 精神障害は、環境由来の心理的負荷（ストレス）と個体側の反応性（脆弱性）との関係で発病に至るかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても発病し、また、脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても発病する。
- 精神障害の業務起因性の判断については認定基準（※）が設けられており、①精神障害を発病しており、②発病前おおむね6か月間に業務による強い心理的負荷が認められ、③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められない場合に、業務起因性が認められる。
※「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（令和5年9月1日付け基発0901第2号厚生労働省労働基準局長通知）の別添「心理的負荷による精神障害の認定基準」
- 心理的負荷の強度は、職種、職責、経験などが類似する同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価され、認定基準の別表1「業務による心理的負荷評価表」で、出来事別に心理的負荷の強度の判断の具体例が示されている。



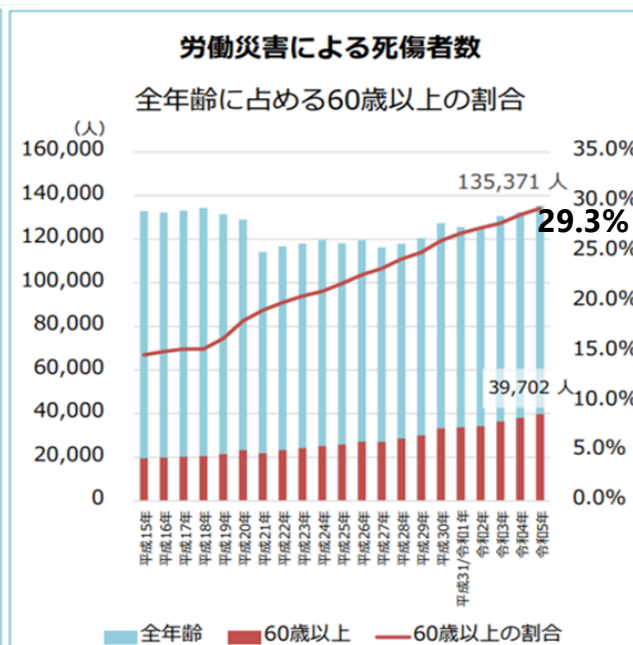
【論点②】 メリットの算定対象は妥当か一高齢者や外国人一

✓ 高齢者や外国人労働者をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。

「高齢者の就労と被災状況」について



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。



データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

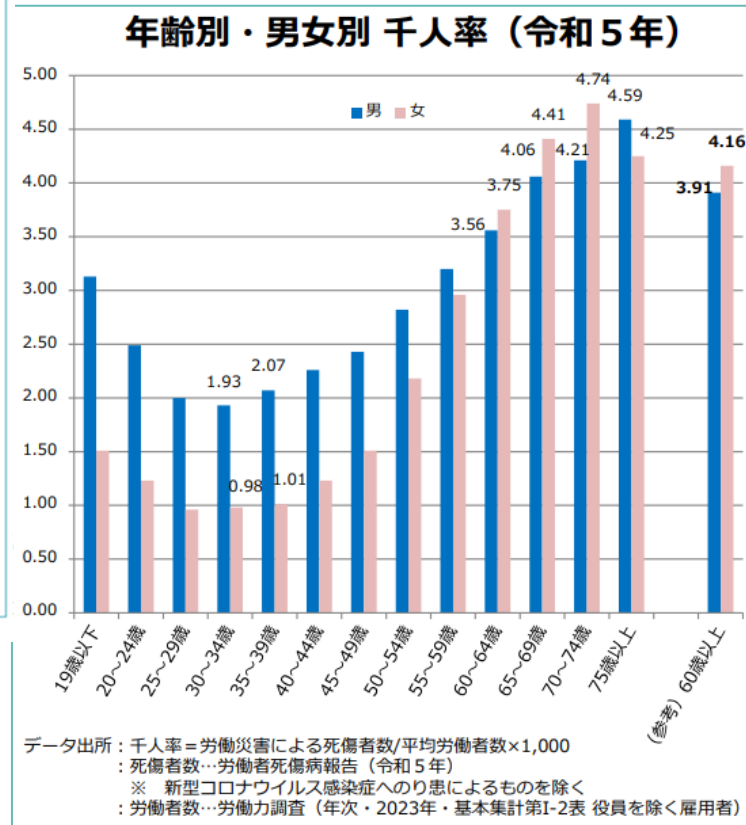
（左図より）

- ◆雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は18.7%（令和5年）
- ◆労働災害による休業4日以上死傷者に占める60歳以上の高齢者の割合は29.3%（同）

（右図より）

- ◆60歳以上の男女別の労働災害発生率（年千人率、労働災害による死傷者数／平均労働者数×1,000）を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約4倍となっている（令和5年）。
- ◆60歳以上の死傷年千人率は、4.022となっている。

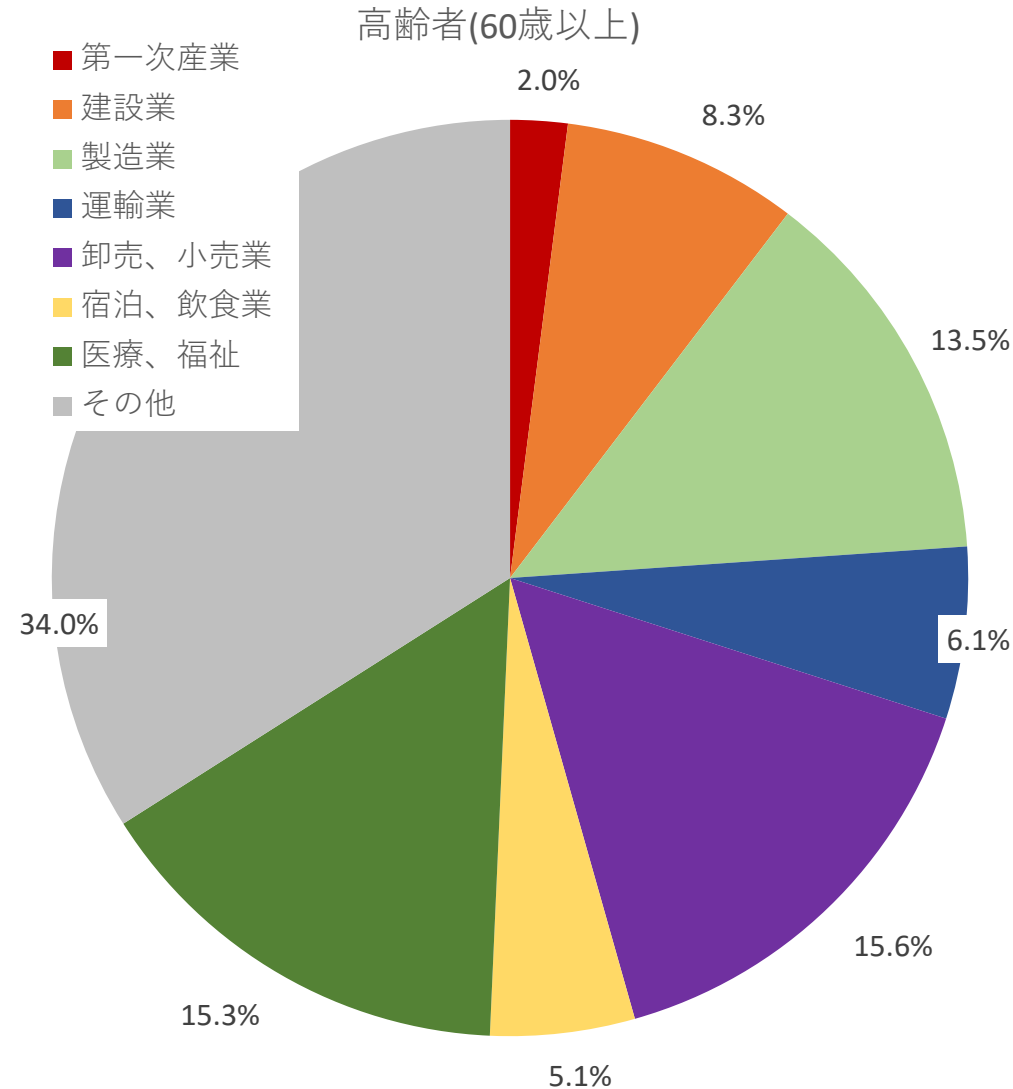
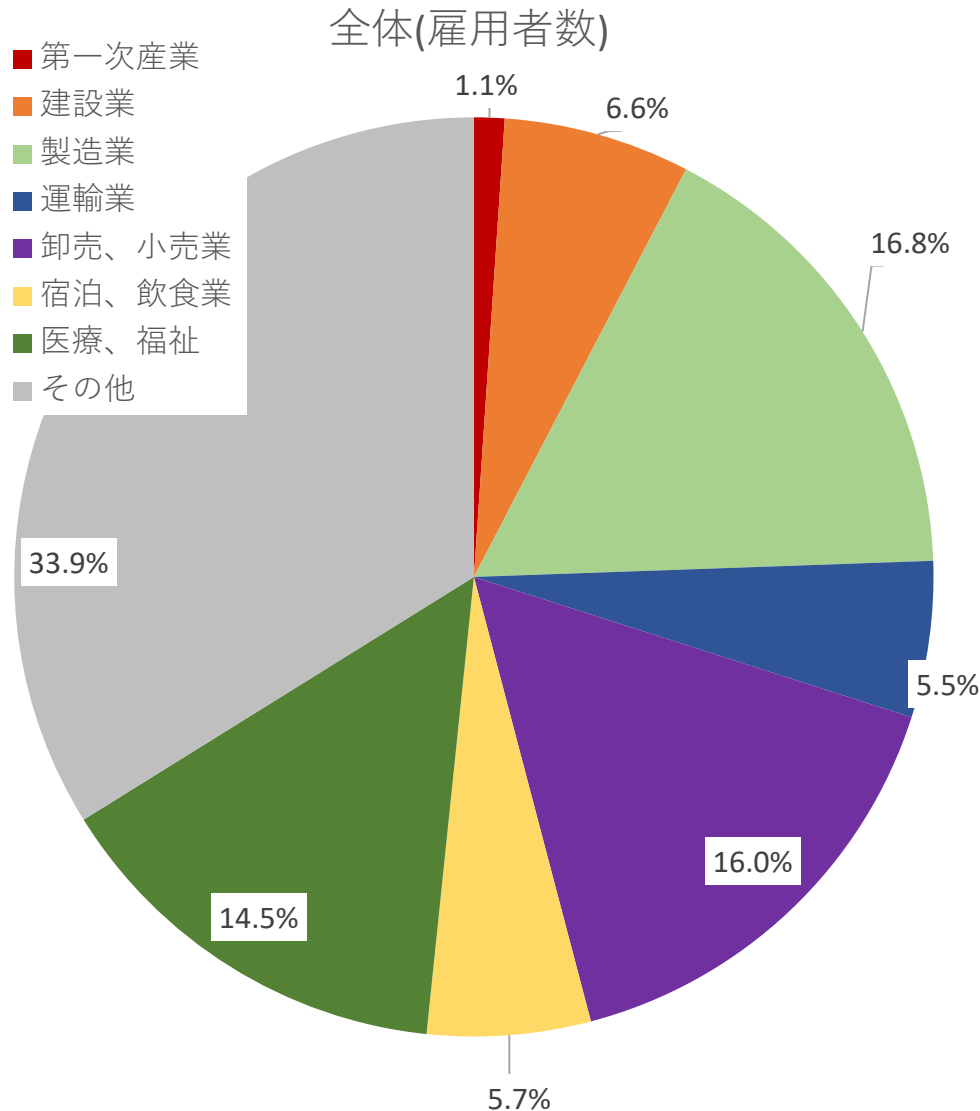
「高年齢労働者の労働災害の特徴：災害発生率（千人率）」について



（出典）厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
「令和5年高年齢労働者の労働災害発生状況」

令和5年度における高齢者の就労状況

➤ 高年齢労働者数の産業別構成比を全労働者と比較すると、概ね、同程度の構成比となっている。



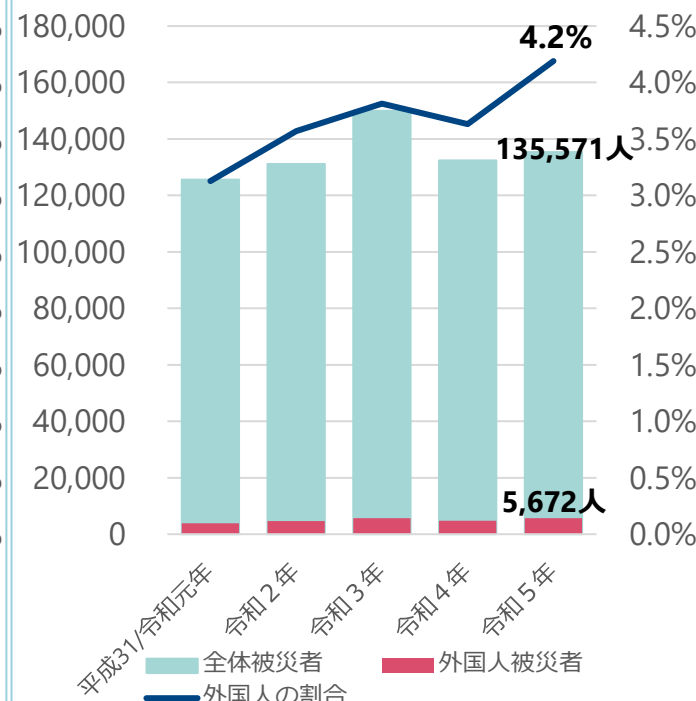
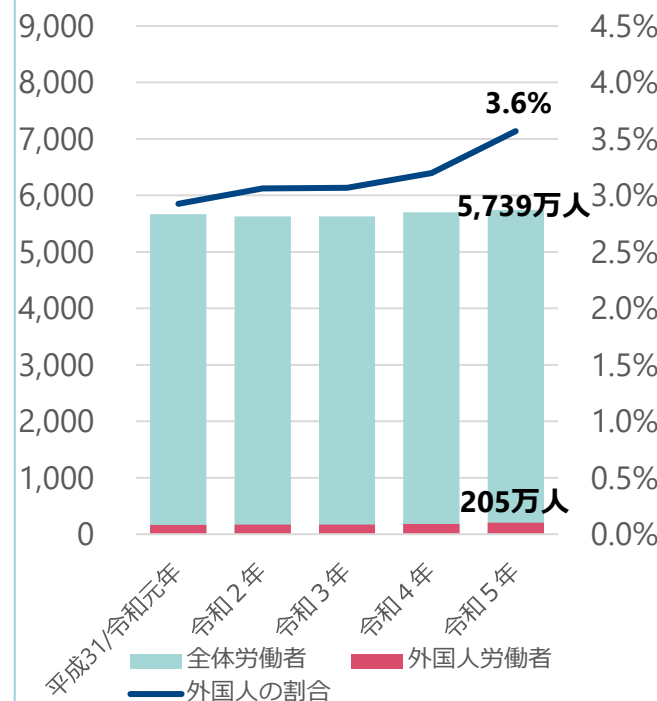
【論点②】 メリットの算定対象は妥当か一高齢者や外国人一

✓ 高齢者や外国人労働者をメリット収支率の算定対象外とすることについてどのように考えるか。

「外国人の就労と被災状況」について

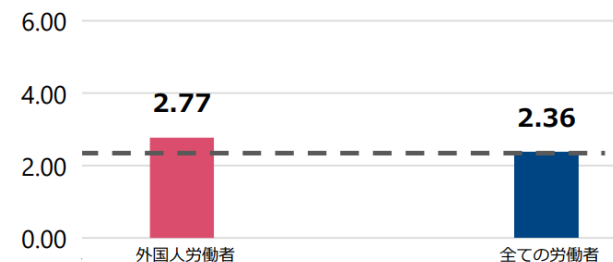
雇用者

労働災害による死傷者数



「外国人労働者の労働災害発生状況：在留資格別の千人率と全ての労働者の千人率の比較」について

在留資格別の千人率と全ての労働者の千人率の比較（令和5年）



（出典）厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「外国人労働者の労働災害発生状況」より

（左図より）

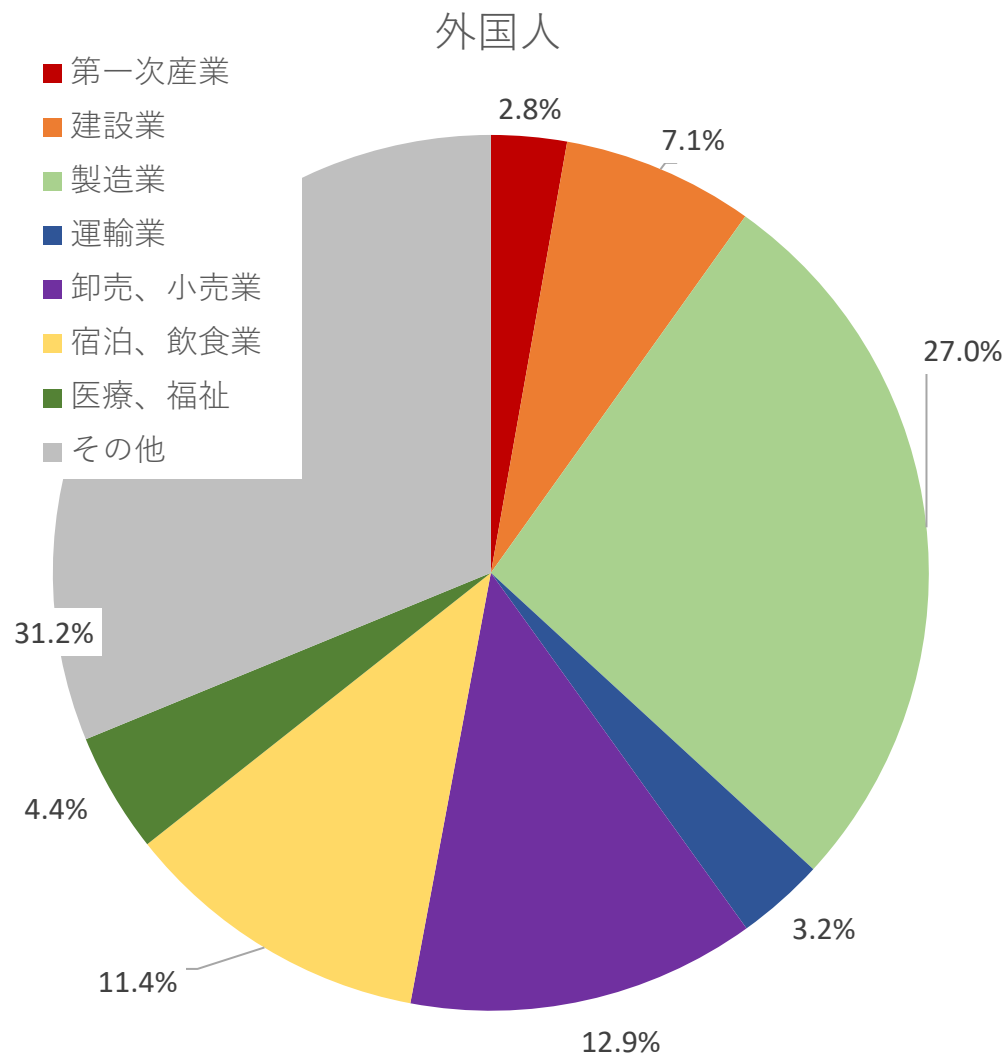
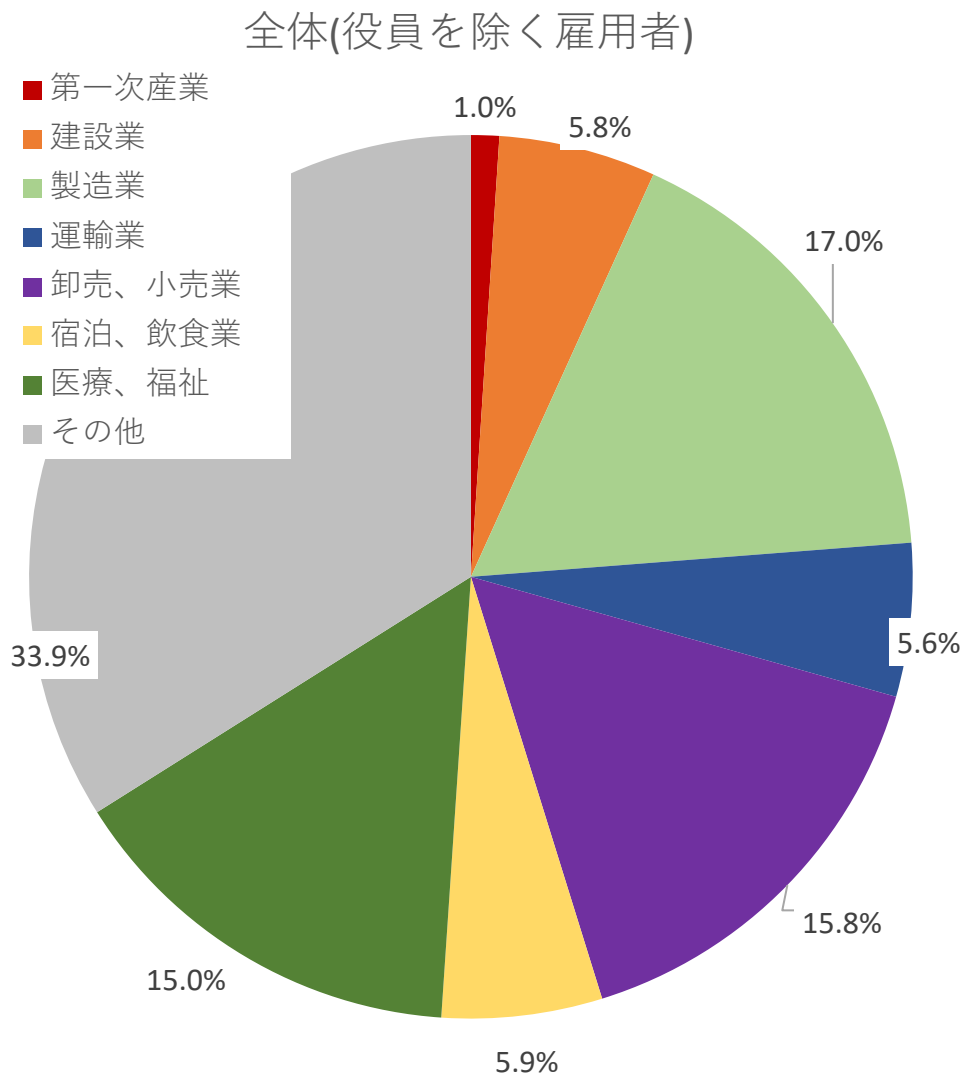
- ◆雇用者全体に占める外国人の割合は3.6%（令和5年）
- ◆労働災害による休業4日以上死傷者数に占める外国人の割合は4.2%（同）

（右図より）

- ◆外国人労働者の労働災害発生率（年千人率、労働災害による死傷者数／平均労働者数×1,000）は、日本人を含むすべての労働者の年千人率より高い（令和5年）。

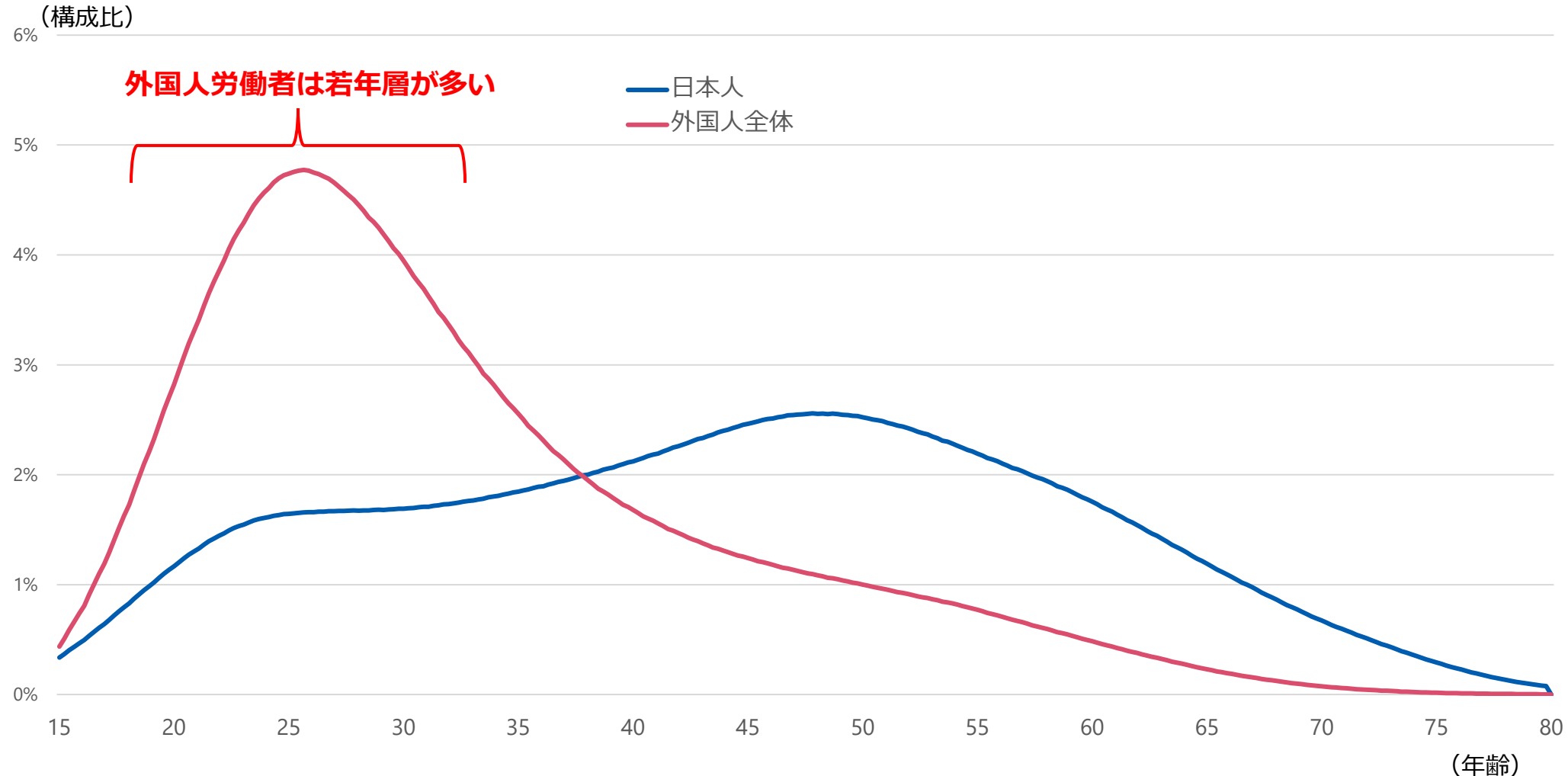
令和5年度における外国人の就労状況

▶ 外国人労働者数の産業別構成比を全労働者と比較すると、第1次産業、建設業、製造業に就労している者の割合が高い。



令和5年度における外国人労働者の年齢分布

- 日本人労働者は40代後半から50代前半が多くを占めている一方で、外国人労働者は20代に山があり、若年層に偏っている。



(出典) 内閣府「令和6年度 年次経済財政報告」より、厚生労働省労働基準局労災管理課にて作成。